

こども共済事業規約新旧比較対照表（抜粋）

新条文	旧条文
<p>(事業)</p> <p>第2条 〔中略〕</p> <p>2. この会は、前項に付帯する事業として、被共済者につき、共済期間中に生じた次の各号の事由を共済事故とし、当該共済事故の発生により共済金を支払う事業（この事業にかかる契約を以下「特約」といいます。）をおこないます。</p> <p>(1) 別表第2「不慮の事故等の定義とその範囲」に定める不慮の事故および感染症（以下「不慮の事故等」といいます。）を直接の原因とする死亡および重度障害（これを共済事故とする特約を以下「災害死亡特約」といいます。）</p> <p>(2) 不慮の事故等を直接の原因とする別表第3「後遺障害等級別支払割合表」に定める等級のいずれかの障害の状態（以下「後遺障害」といいます。）（これを共済事故とする特約を以下「災害後遺障害特約」といいます。）</p> <p>(3) 疾病の治療を目的とする入院（これを共済事故とする特約を以下「疾病入院特約」といいます。）</p> <p>(4) 不慮の事故等を直接の原因とする入院（これを共済事故とする特約を以下「災害入院特約」といいます。）</p> <p>(5) 不慮の事故等を直接の原因とする通院（これを共済事故とする特約を以下「災害通院特約」といいます。）</p> <p>(6) 疾病の治療および不慮の事故等による傷害の治療を直接の目的とする手術（これを共済事故とする特約を以下</p>	<p>(事業)</p> <p>第2条 〔中略〕</p> <p>2. この会は、前項に付帯する事業として、被共済者につき、共済期間中に生じた次の各号の事由を共済事故とし、当該共済事故の発生により共済金を支払う事業（この事業にかかる契約を以下「特約」といいます。）をおこないます。</p> <p>(1) 別表第2「不慮の事故等の定義とその範囲」に定める不慮の事故および感染症（以下「不慮の事故等」といいます。）を直接の原因とする死亡および重度障害（これを共済事故とする特約を以下「災害死亡特約」といいます。）</p> <p>(2) 不慮の事故等を直接の原因とする別表第3「後遺障害等級別支払割合表」に定める等級のいずれかの障害の状態（以下「後遺障害」といいます。）（これを共済事故とする特約を以下「災害後遺障害特約」といいます。）</p> <p>(3) 疾病の治療を目的とする入院（これを共済事故とする特約を以下「疾病入院特約」といいます。）</p> <p>(4) 不慮の事故等を直接の原因とする入院（これを共済事故とする特約を以下「災害入院特約」といいます。）</p> <p>(5) 不慮の事故等を直接の原因とする通院（これを共済事故とする特約を以下「災害通院特約」といいます。）</p> <p>(6) 疾病の治療および不慮の事故等による傷害の治療を</p>

新条文	旧条文
<p>「手術特約」といいます。)</p> <p>(7) 被共済者の親（被共済者の実父母および養父母とします。以下同様です。）または扶養者の死亡または重度障害（これを共済事故とする特約を以下「親扶養者死亡特約」といいます。)</p> <p>(8) 被共済者の扶養者の不慮の事故等を直接の原因とする死亡または重度障害（これを共済事故とする特約を以下「扶養者災害死亡特約」といいます。)</p> <p>(9) 疾病または不慮の事故等を直接の原因とする別表第6「先進医療の範囲」に定める先進医療（以下〔削除〕「先進医療」といいます。）による療養（これを共済事故とする特約を以下「先進医療特約」といいます。)</p> <p>3. この会は、本則とは異なる要件を付帯する場合には、次<u>の各号</u>に掲げる条件（以下「特則」といいます。）を付帯することができます。</p> <p>(1) 第2編第1章「クレジットカード払特則」 <u>〔2〕 第2編第2章「出生前申込特則」</u></p>	<p>直接の目的とする手術（これを共済事故とする特約を以下「手術特約」といいます。)</p> <p>(7) 被共済者の親（被共済者の実父母および養父母とします。以下同様です。）または扶養者の死亡または重度障害（これを共済事故とする特約を以下「親扶養者死亡特約」といいます。)</p> <p>(8) 被共済者の扶養者の不慮の事故等を直接の原因とする死亡または重度障害（これを共済事故とする特約を以下「扶養者災害死亡特約」といいます。)</p> <p>(9) 疾病または不慮の事故等を直接の原因とする別表第6「先進医療の範囲」に定める先進医療（以下、<u>「先進医療」</u>といいます。）による療養（これを共済事故とする特約を以下「先進医療特約」といいます。)</p> <p>3. この会は、本則とは異なる要件を付帯する場合には、次<u>〔挿入〕</u>に掲げる条件（以下「特則」といいます。）を付帯することができます。</p> <p>(1) 第2編第1章「クレジットカード払特則」 〔挿入〕</p>
<p>(特約等の付帯と共済契約の型)</p> <p>第3条 〔中略〕</p> <p>3. この会が実施するこども共済事業にかかる各共済契約の基本契約口数および特約口数の組合せ（以下「共済契約の型」といいます。）ならびに共済契約の型の共済掛金額は、こども共済事業細則（以下「細則」といいます。）に定め</p>	<p>(特約等の付帯と共済契約の型)</p> <p>第3条 〔中略〕</p> <p>3. この会が実施するこども共済事業にかかる各共済契約の基本契約口数および特約口数の組み合わせ（以下「共済契約の型」といいます。）ならびに共済契約の型の共済掛金額は、こども共済事業細則（以下「細則」といいます。）</p>

新条文	旧条文
<p>ます。 〔以下略〕</p>	<p>に定めます。 〔以下略〕</p>
<p>(共済金受取人の代理人) 第11条 〔中略〕</p> <p>6. (1) 共済金受取人に共済金を請求できない事情がある場合で、次のア～エのいずれかに該当するため指定代理請求人による請求ができず、かつ、共済金の支払いを受けるべき共済金受取人の法定代理人がないときは、共済金受取人の代理人として、第3号に定めるいずれかの者（以下「代理請求人」といいます。）が共済金の請求をすることができます（エに該当する場合には、死亡共済金の請求に限ります。）。なお、細則に定める方法により共済金を支払います。</p> <p>ア. 指定代理請求人が請求時に第1項に定める範囲外である場合</p> <p>イ. 指定代理請求人が指定されていない場合（指定代理請求人が死亡している場合および第4項第2号または第3号のいずれかに該当することにより指定または変更の効力が失われた場合を含みます。）</p> <p>ウ. 指定代理請求人に細則に定める共済金等を請求できない事情がある場合</p> <p>エ. 被共済者以外の者が共済契約者である共済契約において、死亡共済金受取人を指定している場合（共</p>	<p>(共済金受取人の代理人) 第11条 〔中略〕</p> <p>6. (1) 共済金受取人に共済金を請求できない事情がある場合で、次のア～エのいずれかに該当するため指定代理請求人による請求ができず、かつ、共済金の支払いを受けるべき共済金受取人の法定代理人がないときは、共済金受取人の代理人として、第3号に定めるいずれかの者（以下「代理請求人」といいます。）が共済金の請求をすることができます（エに該当する場合には、死亡共済金の請求に限ります。）。なお、細則に定める方法により共済金を支払います。</p> <p>ア. 指定代理請求人が請求時に第1項に定める範囲外である場合</p> <p>イ. 指定代理請求人が指定されていない場合（指定代理請求人が死亡している場合および第4項第2号または第3号のいずれかに該当することにより指定または変更の効力が失われた場合を含みます。）</p> <p>ウ. 指定代理請求人に細則に定める共済金等を請求できない事情がある場合</p> <p>エ. 被共済者以外の者が共済契約者である共済契約において、死亡共済金受取人を指定している場合（共</p>

新条文	旧条文
<p>済契約者が死亡共済金受取人とならない場合)</p> <p>(2) 代理請求人は、細則に定める、共済金受取人に共済金を請求できない事情があることを示す書類をもってこの会に通知し、この会の承諾を得ることにより、共済金の請求をすることができます。</p> <p>(3) 前2号に定める代理請求人には、次のア～エのいずれかがなることが<u>できます</u>。</p> <p>ア. 共済金受取人の配偶者</p> <p>イ. 共済金受取人と同居または生計を共にする共済金受取人の3親等以内の親族</p> <p>ウ. 共済金受取人と同居または生計を共にする、共済金受取人の配偶者の3親等以内の親族</p> <p>エ. ア～ウに該当する者がいない場合またはア～ウに該当する者に共済金を請求できない事情がある場合には、ア～ウ以外の共済金受取人の3親等以内の親族</p> <p>〔中略〕</p> <p>8. 本条の規定にかかわらず、故意に共済金の支払事由を生じさせた者または故意に共済金受取人<u>について</u>共済金を請求できない状態にさせた者は、指定代理請求人および代理請求人としての<u>取扱い</u>を受けることができません。</p>	<p>済契約者が死亡共済金受取人とならない場合)</p> <p>(2) 代理請求人は、細則に定める、共済金受取人に共済金を請求できない事情があることを示す書類をもってこの会に通知し、この会の承諾を得ることにより、共済金の請求をすることができます。</p> <p>(3) 前2号に定める代理請求人には、次のア～エのいずれかがなることが<u>できるものとし</u>ます。</p> <p>ア. 共済金受取人の配偶者</p> <p>イ. 共済金受取人と同居または生計を共にする共済金受取人の3親等以内の親族</p> <p>ウ. 共済金受取人と同居または生計を共にする、共済金受取人の配偶者の3親等以内の親族</p> <p>エ. ア～ウに該当する者がいない場合またはア～ウに該当する者に共済金を請求できない事情がある場合には、ア～ウ以外の共済金受取人の3親等以内の親族</p> <p>〔中略〕</p> <p>8. 本条の規定にかかわらず、故意に共済金の支払事由を生じさせた者または故意に共済金受取人<u>を</u>共済金を請求できない状態にさせた者は、指定代理請求人および代理請求人としての<u>取り扱い</u>を受けることができません。</p>
<p>(重要事項の提示)</p> <p>第12条 この会は、共済契約を締結するときは、共済契約の申込みをしようとする者(以下「共済契約申込者」といいます。)</p>	<p>(重要事項の提示)</p> <p>第12条 この会は、共済契約を締結するときは、共済契約の申込みをしようとする者(以下「共済契約申込者」といいます。)</p>

新条文	旧条文
<p>に対し、この規約および細則に定める事項のうち、共済契約に関する重要な事項（以下〔削除〕「重要事項」といいます。）をあらかじめ提示します。</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>ます。）に対し、この規約および細則に定める事項のうち、共済契約に関する重要な事項（以下、<u>「重要事項</u>」といいます。）をあらかじめ提示します。</p> <p>〔以下略〕</p>
<p>（共済契約の申込み）</p> <p>第13条 〔中略〕</p> <p>2. 前項の<u>共済契約</u>の申込みにあたっては、共済契約申込者または被共済者になる者は、共済契約の申込みの際に、共済金の支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、この会の定める所定の書面で質問した事項（以下〔削除〕「告知事項」といいます。）について、その書面で事実を告知しなければなりません。</p> <p>〔中略〕</p> <p>4. 第1項の<u>共済契約</u>の申込みにあたっては、共済契約申込者は、第1回目の共済掛金に相当する額（以下「初回掛金」といいます。）を、共済契約申込書提出の日（以下「申込日」といいます。）から3ヵ月以内に、第21条（共済掛金の払込経路）に定める払込経路、またはこの会が指定する場所に払い込まなければなりません。申込日から3ヵ月以内に初回掛金の払込みがなされない場合、当該共済契約の申込みはなかったものとして取り扱います。なお、この会が指定する場所に共済掛金を払い込んだ場合は第17条（共済契約の成立および効力の発生）第1項の規定にかかわらず、第22条（共済掛金の口座振替）第2項に定める</p>	<p>（共済契約の申込み）</p> <p>第13条 〔中略〕</p> <p>2. 前項の〔挿入〕申込みにあたっては、共済契約申込者または被共済者になる者は、共済契約の申込みの際に、共済金の支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、この会の定める所定の書面で質問した事項（以下、<u>「告知事項</u>」といいます。）について、その書面で事実を告知しなければなりません。</p> <p>〔中略〕</p> <p>4. 第1項の〔挿入〕申込みにあたっては、共済契約申込者は、第1回目の共済掛金に相当する額（以下「初回掛金」といいます。）を、共済契約申込書提出の日（以下「申込日」といいます。）から3ヵ月以内に、第21条（共済掛金の払込経路）に定める払込経路、またはこの会が指定する場所に払い込まなければなりません。申込日から3ヵ月以内に初回掛金の払込みがなされない場合、当該共済契約の申込みはなかったものとして取扱います。なお、この会が指定する場所に共済掛金を払い込んだ場合は第17条（共済契約の成立および効力の発生）第1項の規定にかかわらず、第22条（共済掛金の口座振替）第</p>

新条文	旧条文
<p>振替日に払い込まれたものとします。</p> <p>〔中略〕</p> <p>6. 前項の規定により共済契約の申込みを撤回した場合には、当該共済契約は成立しなかったものとし、この会は、初回掛金が<u>払い込まれていた</u>ときは、遅滞なく初回掛金を共済契約申込者に<u>払い戻します</u>。</p>	<p>2項に定める振替日に払い込まれたものとします。</p> <p>〔中略〕</p> <p>6. 前項の規定により共済契約の申込みを撤回した場合には、当該共済契約は成立しなかったものとし、この会は、初回掛金が<u>払込まれていた</u>ときは、遅滞なく初回掛金を共済契約申込者に<u>払戻すものとします</u>。</p>
<p>(共済契約申込みの諾否)</p> <p>第15条 〔中略〕</p> <p>5. この会は、共済契約の申込みを承諾しない場合において、初回掛金が<u>払い込まれていた</u>ときは、遅滞なく初回掛金を共済契約申込者に<u>払い戻します</u>。</p>	<p>(共済契約申込みの諾否)</p> <p>第15条 〔中略〕</p> <p>5. この会は、共済契約の申込みを承諾しない場合において、初回掛金が<u>払込まれていた</u>ときは、遅滞なく初回掛金を共済契約申込者に<u>払戻すものとします</u>。</p>
<p>(共済契約の更新および更改)</p> <p>第16条 〔中略〕</p> <p>3. この会は、共済期間の満了する契約について、当該共済契約の満了日までに共済契約者から共済契約を更新しない意思の<u>申出</u>がなされない場合には、満了する共済契約と同一内容（規約または細則の改正がなされたときは、改正後の規約または細則による内容）で、共済契約の更新の申込みがあったものとみなし、共済期間の満了日の翌日に更新することができます。この場合には、第15条（共済契約申込みの諾否）第2項の規定にかかわらず、この会は、共済証書の交付を省略することができます。</p> <p>〔中略〕</p>	<p>(共済契約の更新および更改)</p> <p>第16条 〔中略〕</p> <p>3. この会は、共済期間の満了する契約について、当該共済契約の満了日までに共済契約者から共済契約を更新しない意思の<u>申し出</u>がなされない場合には、満了する共済契約と同一内容（規約または細則の改正がなされたときは、改正後の規約または細則による内容）で、共済契約の更新の申込みがあったものとみなし、共済期間の満了日の翌日に更新することができます。この場合には、第15条（共済契約申込みの諾否）第2項の規定にかかわらず、この会は、共済証書の交付を省略することができます。</p> <p>〔中略〕</p>

新条文	旧条文
<p>7. 第2項および第4項の規定により、この会が契約の更新を承諾しない場合には、この会は、共済契約申込者に通知し、初回掛金が<u>払い込まれていた</u>ときは、遅滞なく初回掛金を共済契約申込者に<u>払い戻します</u>。</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>7. 第2項および第4項の規定により、この会が契約の更新を承諾しない場合には、この会は、共済契約申込者に通知し、初回掛金が<u>払込まれていた</u>ときは、遅滞なく初回掛金を共済契約申込者に<u>払い戻すものとします</u>。</p> <p>〔以下略〕</p>
<p>(共済契約の型の中途変更)</p> <p>第18条 〔中略〕</p> <p>2. 前項において、先進医療特約を付帯する変更の場合は、第12条（重要事項の提示）、第13条（共済契約の申込み）第1項、第2項および第15条（共済契約申込みの諾否）を準用します。この場合、この会が中途変更の申込みを承諾したときは、その申込日に中途変更は成立したとみなし、変更の効力は、細則に定める日から発生 〔削除〕 します。</p> <p>3. 第1項において、付帯している先進医療特約を終了する変更の場合は、第32条（共済契約の解約）を準用し、変更の効力は、共済契約者が指定する日またはこの会の所定の書面がこの会に到達した日のいずれか遅い日の翌日午前零時から発生 〔削除〕 します。</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>(共済契約の型の中途変更)</p> <p>第18条 〔中略〕</p> <p>2. 前項において、先進医療特約を付帯する変更の場合は、第12条（重要事項の提示）、第13条（共済契約の申込み）第1項、第2項および第15条（共済契約申込みの諾否）を準用します。この場合、この会が中途変更の申込みを承諾したときは、その申込日に中途変更は成立したとみなし、変更の効力は、細則に定める日から発生 <u>するものと</u> します。</p> <p>3. 第1項において、付帯している先進医療特約を終了する変更の場合は、第32条（共済契約の解約）を準用し、変更の効力は、共済契約者が指定する日またはこの会の所定の書面がこの会に到達した日のいずれか遅い日の翌日午前零時から発生 <u>するものと</u> します。</p> <p>〔以下略〕</p>
<p>(共済掛金の払込経路)</p> <p>第21条 〔中略〕</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、共済契約者は、第2編第1章に定めるクレジットカード払特則を付帯することにより、</p>	<p>(共済掛金の払込経路)</p> <p>第21条 〔中略〕</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、共済契約者は、第2編第1章に定めるクレジットカード払特則を付帯することによ</p>

新条文	旧条文
<p>クレジットカードで共済掛金の払込みをおこなうことができます。ただし、この会の会員がクレジットカードによる共済掛金の払込みを<u>取り扱</u>っている場合に限りま</p>	<p>り、クレジットカードで共済掛金の払込みをおこなうことができます。ただし、この会の会員がクレジットカードによる共済掛金の払込みを<u>取扱</u>っている場合に限りま</p>
<p>(共済掛金の口座振替) 第22条 〔中略〕 6. 第2回目以後の共済掛金について、第20条(共済掛金の払込猶予期間)に定める払込猶予期間内に未払込共済掛金がある場合、払込猶予期間中の振替日に当該未払込共済掛金を含めた共済掛金の合計金額を口座振替により払い込まない限り、共済掛金の払込みはなかったものとして<u>取り扱</u>います。 〔以下略〕</p>	<p>(共済掛金の口座振替) 第22条 〔中略〕 6. 第2回目以後の共済掛金について、第20条(共済掛金の払込猶予期間)に定める払込猶予期間内に未払込共済掛金がある場合、払込猶予期間中の振替日に当該未払込共済掛金を含めた共済掛金の合計金額を口座振替により払い込まない限り、共済掛金の払込みはなかったものとして<u>取扱</u>います。 〔以下略〕</p>
<p>(申込日翌日以後発効日前日までの期間に発生した共済事故の取扱い) 第24条 この会は、新規契約の申込みを承諾し、共済契約が発効した場合には、次の各号に定める場合に限り、共済期間中の事由とみなし、共済金を支払います。ただし、他<u>にこの会が実施する</u>ことも共済<u>事業にかかる共済契約(以下「子ども共済の契約」といいます。)</u>またはこの会が実施する生命共済<u>事業にかかる共済契約(以下「生命共済の契約」といいます。)</u>が継続しており、同一事由について共済金が支払われる場合については、重複して共済金を支払いません。<u>また、第2編第2章に定める出生前申込特則を</u></p>	<p>(申込日翌日以後発効日前日までの期間に発生した共済事故の取扱い) 第24条 この会は、新規契約の申込みを承諾し、共済契約が発効した場合には、次の各号に定める場合に限り、共済期間中の事由とみなし、共済金を支払います。ただし、他<u>の</u>ことも共済〔挿入〕またはこの会<u>の</u>実施する生命共済<u>の契約〔挿入〕</u>が継続しており、同一事由について共済金が支払われる場合については、重複して共済金を支払いません。〔挿入〕</p>

新条文		旧条文	
<p><u>適用した共済契約には本項、第2項および第3項の規定を適用せず、共済金を支払いません。</u></p> <p>(1) 申込日の翌日以後に発生した不慮の事故等を直接の原因として、発効日の前日までの期間に、次のア～キに該当する事由が発生した場合、それぞれの特約における共済金を支払います。ただし、共済契約発効後も入院および通院が継続し、かつ入院および通院の継続中に共済期間（共済契約を更新した場合は、更新後の共済期間を含みます。以下【削除】この条において同じです。）が終了した場合、共済期間終了後の入院および通院については、共済金を支払いません。</p>		<p>(1) 申込日の翌日以後に発生した不慮の事故等を直接の原因として、発効日の前日までの期間に、次のア～キに該当する事由が発生した場合、それぞれの特約における共済金を支払います。ただし、共済契約発効後も入院および通院が継続し、かつ入院および通院の継続中に共済期間（共済契約を更新した場合は、更新後の共済期間を含みます。以下、この条において同じです。）が終了した場合、共済期間終了後の入院および通院については、共済金を支払いません。</p>	
付帯する特約	事由	付帯する特約	事由
ア	災害死亡特約	死亡したとき	死亡したとき
		重度障害となったとき	重度障害となったとき
イ	災害後遺障害特約	後遺障害となったとき	後遺障害となったとき
ウ	災害入院特約	入院を開始したとき	入院を開始したとき
		入院を開始し、当該入院が発効日より前の入院日数を含んで共済期間中に継続して270日以上となったとき	入院を開始し、当該入院が発効日より前の入院日数を含んで共済期間中に継続して270日以上となったとき
エ	災害通院特約	傷害を被り、平常の生活または業務に支障が生じ、通院を開始したとき	傷害を被り、平常の生活または業務に支障が生じ、通院を開始したとき
オ	手術特約	傷害の治療を直接の目的として手術を受けたとき	傷害の治療を直接の目的として手術を受けたとき

新条文			旧条文																
カ	扶養者災害死亡特約	被共済者の扶養者が死亡したとき 被共済者の扶養者が重度障害となったとき	カ	扶養者災害死亡特約	被共済者の扶養者が死亡したとき 被共済者の扶養者が重度障害となったとき														
キ	先進医療特約	先進医療による療養を受けたとき	キ	先進医療特約	先進医療による療養を受けたとき														
<p>(2) 疾病の治療を目的として、申込日の翌日から発効日の前日までの期間に、次のアに該当する事由が発生した場合、発効日以後の入院について、その特約における共済金を支払います。ただし、共済期間終了後の入院については、共済金を支払いません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>付帯する特約</th> <th>事由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ア</td> <td>疾病入院特約</td> <td>入院を開始し、発効日以後も継続していたとき</td> </tr> <tr> <td>疾病入院特約</td> <td>入院を開始し、発効日以後も継続し、かつ当該入院が共済期間中に継続して270日以上となったとき</td> </tr> </tbody> </table>			付帯する特約	事由	ア	疾病入院特約	入院を開始し、発効日以後も継続していたとき	疾病入院特約	入院を開始し、発効日以後も継続し、かつ当該入院が共済期間中に継続して270日以上となったとき	<p>(2) 疾病の治療を目的として、申込日の翌日から発効日の前日までの期間に、次のアに該当する事由が発生した場合、発効日以後の入院について、その特約における共済金を支払います。ただし、共済期間終了後の入院については、共済金を支払いません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>付帯する特約</th> <th>事由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ア</td> <td>疾病入院特約</td> <td>入院を開始し、発効日以後も継続していたとき</td> </tr> <tr> <td>疾病入院特約</td> <td>入院を開始し、発効日以後も継続し、かつ当該入院が共済期間中に継続して270日以上となったとき</td> </tr> </tbody> </table>			付帯する特約	事由	ア	疾病入院特約	入院を開始し、発効日以後も継続していたとき	疾病入院特約	入院を開始し、発効日以後も継続し、かつ当該入院が共済期間中に継続して270日以上となったとき
付帯する特約	事由																		
ア	疾病入院特約	入院を開始し、発効日以後も継続していたとき																	
	疾病入院特約	入院を開始し、発効日以後も継続し、かつ当該入院が共済期間中に継続して270日以上となったとき																	
付帯する特約	事由																		
ア	疾病入院特約	入院を開始し、発効日以後も継続していたとき																	
	疾病入院特約	入院を開始し、発効日以後も継続し、かつ当該入院が共済期間中に継続して270日以上となったとき																	
<p>〔中略〕</p> <p>3. 第1項の規定は、第33条（共済契約の無効）第1項第2号の規定にかかわらず、第1回目の共済掛金に相当する額が払い込まれた場合に適用<u>することができます</u>。この場合には、共済掛金が払い込まれた日の翌日に共済契約が発効し、その日において共済契約が終了したものとみなします。</p> <p>〔以下略〕</p>			<p>〔中略〕</p> <p>3. 第1項の規定は、第33条（共済契約の無効）第1項第2号の規定にかかわらず、第1回目の共済掛金に相当する額が払い込まれた場合に適用<u>できるものとします</u>。この場合には、共済掛金が払い込まれた日の翌日に共済契約が発効し、その日において共済契約が終了したものとみなします。</p> <p>〔以下略〕</p>																

新条文	旧条文
<p>(共済金の支払い)</p> <p>第26条 〔中略〕</p> <p>4. この会は、〔削除〕 共済契約について、共済期間（共済契約が更新契約の場合は、更新前の共済期間を含みます。）中の未払込共済掛金があるときは、支払うべき共済金からその金額を差し引くことができます。</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>(共済金の支払い)</p> <p>第26条 〔中略〕</p> <p>4. この会は、<u>当該</u>共済契約について、共済期間（共済契約が更新契約の場合は、更新前の共済期間を含みます。）中の未払込共済掛金があるときは、支払うべき共済金からその金額を差し引くことができます。</p> <p>〔以下略〕</p>
<p>(生死不明の場合の共済金の支払い)</p> <p>第27条 この会は、被共済者または親扶養者死亡特約および扶養者災害死亡特約の対象となる〔削除〕 家族の生死が不明の場合において、細則に掲げる事由に該当したときは、細則に定める日において当該者が死亡したものとみなして共済金を支払います。</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>(生死不明の場合の共済金の支払い)</p> <p>第27条 この会は、被共済者または親扶養者死亡特約および扶養者災害死亡特約の対象となる<u>当該</u>家族の生死が不明の場合において、細則に掲げる事由に該当したときは、細則に定める日において当該者が死亡したものとみなして共済金を支払います。</p> <p>〔以下略〕</p>
<p>(戦争その他の非常な出来事の場合)</p> <p>第30条 この会は、戦争その他非常な出来事または地震、津波、噴火その他これに類する天災により、共済契約に関する所定の共済金を支払うことができない場合には、総会の議決を経て、共済金の分割支払い、支払いの延期または削減をすることが<u>できます</u>。</p>	<p>(戦争その他の非常な出来事の場合)</p> <p>第30条 この会は、戦争その他非常な出来事または地震、津波、噴火その他これに類する天災により、共済契約に関する所定の共済金を支払うことができない場合には、総会の議決を経て、共済金の分割支払い、支払いの延期または削減をすることが<u>できるものとします</u>。</p>
<p>(共済契約の失効)</p> <p>第31条 第20条（共済掛金の払込猶予期間）に規定する猶予期間中に共済掛金が<u>払い込まれない</u>場合には、共済契約は払込期日の翌日の午前零時にさかのぼって失効し、かつ、共</p>	<p>(共済契約の失効)</p> <p>第31条 第20条（共済掛金の払込猶予期間）に規定する猶予期間中に共済掛金が<u>払込まれない</u>場合には、共済契約は払込期日の翌日の午前零時にさかのぼって失効し、かつ、共</p>

新条文	旧条文
<p>済契約は消滅します。この場合には、この会は、その旨を 共済契約者に通知します。</p>	<p>共済契約は消滅します。この場合には、この会は、その 旨を共済契約者に通知します。</p>
<p>(共済契約の無効) 第33条 〔中略〕 2. この会は、前項各号の場合において、当該共済契約につ いてすでに<u>払い込まれた</u>共済掛金を共済契約者に返還し ます。 〔中略〕 4. 中途変更した共済契約においては、第1項第4号および 第5号の「共済契約の申込み」を「中途変更の申込み」と 読み替え、変更の効力は発生<u>せず</u>、共済契約のうち中途変 更分について、前2項の規定を準用します。</p>	<p>(共済契約の無効) 第33条 〔中略〕 2. この会は、前項各号の場合において、当該共済契約につ いてすでに<u>払込まれた</u>共済掛金を共済契約者に返還し ます。 〔中略〕 4. 中途変更した共済契約においては、第1項第4号およ び第5号の「共済契約の申込み」を「中途変更の申込み」 と読み替え、変更の効力は発生<u>しないものとし</u>、共済契約 のうち中途変更分について、前2項の規定を準用します。</p>
<p>(告知義務違反による共済契約の解除) 第34条 〔中略〕 4. 第1項の規定にかかわらず、この会は、次の各号のい ずれかに該当した場合、告知義務違反による共済契約の解除 をすることができません。 (1) この会が、契約締結の当時、告知義務違反の事実のあ ることを知っていた、または過失によりこれを知らな かったとき (2) この会との共済契約の締結を媒介できる者（以下 〔削 除〕「媒介者」といいます。）が、共済契約者または被 共済者による告知を妨げたとき (3) 媒介者が、共済契約者または被共済者に対して、告知</p>	<p>(告知義務違反による共済契約の解除) 第34条 〔中略〕 4. 第1項の規定にかかわらず、この会は、次の各号のい ずれかに該当した場合、告知義務違反による共済契約の 解除をすることができません。 (1) この会が、契約締結の当時、告知義務違反の事実の あることを知っていた、または過失によりこれを知ら なかったとき (2) この会との共済契約の締結を媒介できる者（以下 <u>、</u> 「媒介者」といいます。）が、共済契約者または被共 済者による告知を妨げたとき (3) 媒介者が、共済契約者または被共済者に対して、告</p>

新条文	旧条文
<p>に関する事実を告げないように、または事実でないことを告げるようにすすめたとき</p> <p>(4) この会が、解除の原因を知ったときから1ヵ月を経過したとき</p> <p>(5) 解除の原因に該当した最初の共済契約の申込日から2年以内に当該共済契約の被共済者にかかわる共済事故（第24条（申込日翌日以後発効日前日までの期間に発生した共済事故の取扱い）により共済期間中の事由とみなされる事由を含みます。）が発生しなかった場合において、なお共済契約が存続していたとき</p> <p>(6) 解除の原因に該当した最初の共済契約の申込日から5年を経過したとき</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>知に関する事実を告げないように、または事実でないことを告げるようにすすめたとき</p> <p>(4) この会が、解除の原因を知ったときから1ヵ月を経過したとき</p> <p>(5) 解除の原因に該当した最初の共済契約の申込日から2年以内に当該〔挿入〕被共済者にかかわる共済事故（第24条（申込日翌日以後発効日前日までの期間に発生した共済事故の取扱い）により共済期間中の事由とみなされる事由を含みます。）が発生しなかった場合において、なお共済契約が存続していたとき</p> <p>(6) 解除の原因に該当した最初の共済契約の申込日から5年を経過したとき</p> <p>〔以下略〕</p>
<p>(重大事由による共済契約の解除)</p> <p>第35条 〔中略〕</p> <p>3. この会は、第1項の規定による解除を共済事故発生後におこなった場合においても、第1項に規定する事由が発生した時から解除された時まで発生した共済事故にかかる共済金（第1項第4号のみに該当した場合で、第1項第4号アからエまでに該当したのが死亡共済金受取人のみであり、その死亡共済金受取人が死亡共済金の一部の受取人であるときは、死亡共済金のうち、その受取人に支払われるべき共済金をいいます。以下〔削除〕この項において同じです。）を支払いません。すでに共済金の支払いをおこな</p>	<p>(重大事由による共済契約の解除)</p> <p>第35条 〔中略〕</p> <p>3. この会は、第1項の規定による解除を共済事故発生後におこなった場合においても、第1項に規定する事由が発生した時から解除された時まで発生した共済事故にかかる共済金（第1項第4号のみに該当した場合で、第1項第4号アからエまでに該当したのが死亡共済金受取人のみであり、その死亡共済金受取人が死亡共済金の一部の受取人であるときは、死亡共済金のうち、その受取人に支払われるべき共済金をいいます。以下、この項において同じです。）を支払いません。すでに共済金の支</p>

新条文	旧条文
<p>っていたときは、その返還を請求することができます。</p>	<p>払いをおこなっていたときは、その返還を請求することができます。</p>
<p>(共済契約による権利義務の承継) 第 39 条 〔中略〕 3. 共済契約者が死亡した場合には、<u>その</u>共済契約の被共済者は、この会の承諾を得て、共済契約による権利義務を承継することができます。ただし、被共済者が承継することが困難な場合には、被共済者の同意およびこの会の承諾を得て、他の者が承継<u>することができます。</u> 〔以下略〕</p>	<p>(共済契約による権利義務の承継) 第 39 条 〔中略〕 3. 共済契約者が死亡した場合には、<u>当該</u>共済契約の被共済者は、この会の承諾を得て、共済契約による権利義務を承継することができます。ただし、被共済者が承継することが困難な場合には、被共済者の同意およびこの会の承諾を得て、他の者が承継<u>できるものとし</u>ます。 〔以下略〕</p>
<p>(必要事項の報告) 第 41 条 共済契約者は、この会が、被共済者の傷病もしくは障害または就業の状況その他共済契約の維持または共済金の支払い<u>上</u>必要な事項について報告を求めたときは、遅滞なく報告しなければなりません。</p>	<p>(必要事項の報告) 第 41 条 共済契約者は、この会が、被共済者の傷病もしくは障害または就業の状況その他共済契約の維持または共済金の支払〔挿入〕上必要な事項について報告を求めたときは、遅滞なく報告しなければなりません。</p>
<p>(死亡共済金および重度障害共済金) 第 45 条 〔中略〕 4. この会は、被共済者について共済期間（共済契約を更新した場合には、更新後の共済期間を含みます。）中に重度障害共済金と死亡共済金の両方の支払いはしません。<u>なお、この会が重度障害共済金を支払う前に死亡共済金の支払い請求を受けた場合（当該重度障害共済金の請求の原因となった傷病との因果関係は問いません。）は、死亡共済金を支払います。</u></p>	<p>(死亡共済金および重度障害共済金) 第 45 条 〔中略〕 4. この会は、被共済者について共済期間（共済契約を更新した場合には、更新後の共済期間を含みます。）中に重度障害共済金と死亡共済金の両方の支払いはしません。〔挿入〕</p>

新条文	旧条文
<p>(災害死亡共済金および災害重度障害共済金)</p> <p>第50条 〔中略〕</p> <p>2. この会は、被共済者について共済期間中（共済契約を更新した場合は、更新後の共済期間を含みます。また、第24条（申込日翌日以後発効日前日までの期間に発生した共済事故の取扱い）により共済期間中の事由とみなす場合は、申込日翌日以後発効日前日までの期間を含みます。以下この条において同じです。）に災害重度障害共済金と災害死亡共済金の両方の支払いはしません。<u>なお、この会が災害重度障害共済金を支払う前に災害死亡共済金の支払い請求を受けた場合（当該災害重度障害共済金の請求の原因となった傷害との因果関係は問いません。）は、災害死亡共済金を支払います。</u></p> <p>3. この会は、被共済者について共済期間中に災害重度障害共済金を2回以上<u>支払いません。</u></p>	<p>(災害死亡共済金および災害重度障害共済金)</p> <p>第50条 〔中略〕</p> <p>2. この会は、被共済者について共済期間中（共済契約を更新した場合は、更新後の共済期間を含みます。また、第24条（申込日翌日以後発効日前日までの期間に発生した共済事故の取扱い）により共済期間中の事由とみなす場合は、申込日翌日以後発効日前日までの期間を含みます。以下この条において同じです。）に災害重度障害共済金と災害死亡共済金の両方の支払いはしません。 〔挿入〕</p> <p>3. この会は、被共済者について共済期間中に災害重度障害共済金を2回以上<u>支払わないものとし</u>ます。</p>
<p>(災害死亡特約の共済金を支払わない場合)</p> <p>第52条 第50条（災害死亡共済金および災害重度障害共済金）の規定にかかわらず、この会は、災害死亡特約において、次の各号のいずれかの原因によって共済事故が発生した場合には、当該<u>特約</u>の共済金を支払いません。</p> <p>(1) 共済契約者の故意または重大な過失によるとき</p> <p>(2) 被共済者の重大な過失によるとき</p> <p>(3) 共済金受取人の故意によるとき（ただし、その者が共済金の一部の共済金受取人である場合には、その残額を</p>	<p>(災害死亡特約の共済金を支払わない場合)</p> <p>第52条 第50条（災害死亡共済金および災害重度障害共済金）の規定にかかわらず、この会は、災害死亡特約において、次の各号のいずれかの原因によって共済事故が発生した場合には、当該 〔挿入〕 共済金を支払いません。</p> <p>(1) 共済契約者の故意または重大な過失によるとき</p> <p>(2) 被共済者の重大な過失によるとき</p> <p>(3) 共済金受取人の故意によるとき（ただし、その者が共済金の一部の共済金受取人である場合には、その残額</p>

新条文	旧条文
<p>他の共済金受取人に支払います。)</p> <p>(4) 被共済者の犯罪行為による時</p> <p>(5) 被共済者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故による時</p> <p>(6) 被共済者が法令に定める酒気帯び運転をしている間に生じた事故による時</p> <p>(7) 被共済者の精神障害による時</p> <p>(8) 被共済者の泥酔による時</p> <p>(9) 被共済者の疾病に起因して生じた事故による時</p> <p>(10) 細則に定める職業（以下「指定職業」といいます。）の就業にともなう原因による時</p>	<p>を他の共済金受取人に支払います。)</p> <p>(4) 被共済者の犯罪行為による時</p> <p>(5) 被共済者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故による時</p> <p>(6) 被共済者が法令に定める酒気帯び運転をしている間に生じた事故による時</p> <p>(7) 被共済者の精神障害による時</p> <p>(8) 被共済者の泥酔による時</p> <p>(9) 被共済者の疾病に起因して生じた事故による時</p> <p>(10) 細則に定める職業（以下「指定職業」といいます。）の就業にともなう原因による時</p>
<p>(疾病入院共済金)</p> <p>第 60 条 〔中略〕</p> <p>5. この会は、被共済者が、第 1 項に定める入院（〔削除〕更新契約の場合には、更新前契約における入院を含みます。）を 2 回以上した場合には、それらの入院のうち同一の原因によるものについて 1 回の入院とみなし、入院日数を通算し、前 4 項の規定を適用します。ただし、1 回の入院とみなした入院のうち、新規契約の申込日から申込日を含んで 1 年を超えて開始する入院については、第 2 項の規定を適用しません。なお、共済金額を増額して更新した場合に準用し、「新規契約」とあるのは「更新契約」と読み替えます。</p> <p>〔中略〕</p>	<p>(疾病入院共済金)</p> <p>第 60 条 〔中略〕</p> <p>5. この会は、被共済者が、第 1 項に定める入院（<u>当該共済契約が</u>更新契約の場合には、更新前契約における入院を含みます。）を 2 回以上した場合には、それらの入院のうち同一の原因によるものについて 1 回の入院とみなし、入院日数を通算し、前 4 項の規定を適用します。ただし、1 回の入院とみなした入院のうち、新規契約の申込日から申込日を含んで 1 年を超えて開始する入院については、第 2 項の規定を適用しません。なお、共済金額を増額して更新した場合に準用し、「新規契約」とあるのは「更新契約」と読み替えます。</p> <p>〔中略〕</p>

新条文	旧条文
<p>10. 被共済者が、災害入院共済金が支払われる入院中に第1項に定める入院を開始した場合には、第1項の「入院日数」を「災害入院共済金が支払われる期間が終了した後の入院日数」と読み替えます。</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>10. 被共済者が、災害入院共済金が支払われる入院中に第1項に定める入院を開始した場合には、第1項の「入院日数」を「災害入院共済金が支払われる期間が終了した後の入院日数」と読み替えます。</p> <p>〔以下略〕</p>
<p>(疾病長期入院共済金)</p> <p>第61条 〔中略〕</p> <p>3. この会は、被共済者が、第1項に定める入院（〔削除〕更新契約の場合には、更新前契約における入院を含みます。）を2回以上した場合には、それらの入院のうち同一の原因によるものについて1回の入院とみなし、1回の入院とみなした〔削除〕入院については疾病長期入院共済金を重複して支払いません。</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>(疾病長期入院共済金)</p> <p>第61条 〔中略〕</p> <p>3. この会は、被共済者が、第1項に定める入院（当該共済契約が更新契約の場合には、更新前契約における入院を含みます。）を2回以上した場合には、それらの入院のうち同一の原因によるものについて1回の入院とみなし、1回の入院とみなした再入院については疾病長期入院共済金を〔挿入〕支払いません。</p> <p>〔以下略〕</p>
<p>(疾病入院特約の共済金を支払わない場合)</p> <p>第62条 前2条の規定にかかわらず、この会は、疾病入院特約において、次の各号のいずれかの原因によって共済事故が発生した場合には、当該特約の共済金を支払いません。</p> <p>(1) 共済契約者または被共済者の故意または重大な過失によるとき</p> <p>(2) 被共済者の犯罪行為によるとき</p> <p>(3) 被共済者の薬物依存によるとき、または薬物依存により生じた疾病によるとき</p> <p>(4) 指定職業の就業にともなう原因によるとき</p> <p>(5) 原因のいかんを問わず、頸部症候群（いわゆる「むち</p>	<p>(疾病入院特約の共済金を支払わない場合)</p> <p>第62条 前2条の規定にかかわらず、この会は、疾病入院特約において、次の各号のいずれかの原因によって共済事故が発生した場合には、当該〔挿入〕共済金を支払いません。</p> <p>(1) 共済契約者または被共済者の故意または重大な過失によるとき</p> <p>(2) 被共済者の犯罪行為によるとき</p> <p>(3) 被共済者の薬物依存によるとき、または薬物依存により生じた疾病によるとき</p> <p>(4) 指定職業の就業にともなう原因によるとき</p> <p>(5) 原因のいかんを問わず、頸部症候群（いわゆる「むち</p>

新条文	旧条文
<p>うち症」) または腰・背痛で他覚症状のないものによる とき (6) 第 60 条 (疾病入院共済金) 第 11 項第 2 号または第 3 号に該当する場合で、第 67 条 (災害入院特約の共済金 を支払わない場合) の規定に該当するとき</p>	<p>うち症」) または腰・背痛で他覚症状のないものによる とき (6) 第 60 条 (疾病入院共済金) 第 11 項第 2 号または第 3 号に該当する場合で、第 67 条 (災害入院特約の共済 金を支払わない場合) の規定に該当するとき</p>
<p>(災害入院共済金) 第 65 条 この会は、災害入院特約において、被共済者が申込日 の翌日以後に発生した不慮の事故等を直接の原因として、 その事故日から 180 日以内かつ共済期間 (共済契約を更新 した場合は、更新後の共済期間を含みます。以下 〔削除〕 この条において同じです。) 中に病院または診療所へ入院 を開始した場合には、共済期間中の入院について、災害入 院共済金として、次の金額を支払います。 災害入院特約共済金額 × 入院日数 〔中略〕 3. この会は、被共済者が、第 1 項に定める入院 (〔削除〕 更新契約の場合には、更新前契約における入院を含みま す。) の退院日の翌日以後 180 日以内にその入院と同一の原 因により入院を開始した場合には、それらの入院は 1 回の 入院とみなし、入院日数を通算し、前 2 項の規定を適用し ます (2 回目以降の入院は、第 1 項の規定にかかわらず、 事故日から 180 日を超えて開始する入院を含みます)。な お、1 回の入院とみなした入院の退院日翌日以後 180 日以 内に同一の原因により開始した入院も 1 回の入院とみな し、それ以降の入院も同様に扱います。</p>	<p>(災害入院共済金) 第 65 条 この会は、災害入院特約において、被共済者が申込日 の翌日以後に発生した不慮の事故等を直接の原因とし て、その事故日から 180 日以内かつ共済期間 (共済契約 を更新した場合は、更新後の共済期間を含みます。以下、 この条において同じです。) 中に病院または診療所へ入 院を開始した場合には、共済期間中の入院について、災 害入院共済金として、次の金額を支払います。 災害入院特約共済金額 × 入院日数 〔中略〕 3. この会は、被共済者が、第 1 項に定める入院 (当該共済 契約が更新契約の場合には、更新前契約における入院を 含みます。) の退院日の翌日以後 180 日以内にその入院と 同一の原因により入院を開始した場合には、それらの入 院は 1 回の入院とみなし、入院日数を通算し、前 2 項の 規定を適用します (当該再入院は、第 1 項の規定にかか わらず、事故日から 180 日を超えて開始する入院を含むも のとします)。なお、1 回の入院とみなした入院の退院日 翌日以後 180 日以内に同一の原因により開始した入院も 1 回の入院とみなし、それ以降の入院も同様に扱いま す。</p>

新条文	旧条文
<p>〔中略〕</p> <p>7. この会は、被共済者が、疾病入院共済金が支払われる入院中に第1項に定める入院を開始した場合には、第1項の「入院日数」を「疾病入院共済金が支払われる期間が終了した後の入院日数」と読み替えます。</p>	<p>〔中略〕</p> <p>7. この会は、被共済者が、疾病入院共済金が支払われる入院中に第1項に定める入院を開始した場合には、第1項の「入院日数」を「疾病入院共済金が支払われる期間が終了した後の入院日数」と読替えます。</p>
<p>(災害長期入院共済金)</p> <p>第66条 この会は、災害入院特約において、被共済者が申込日の翌日以後に発生した不慮の事故等を直接の原因として、その事故日からその日を含めて180日以内かつ共済期間(共済契約を更新した場合は、更新後の共済期間を含みます。以下〔削除〕この条において同じです。)中に病院または診療所へ入院を開始し、その入院が共済期間中に継続して270日以上となった場合には、災害長期入院共済金として、災害入院特約共済金額の60倍を支払います。</p> <p>2. この会は、被共済者が、第1項に定める入院(〔削除〕更新契約の場合には、更新前契約における入院を含みます。)の退院日の翌日以後180日以内にその入院と同一の原因により入院を開始した場合には、それらの入院は1回の入院とみなし、1回の入院とみなした〔削除〕入院については災害長期入院共済金を重複して支払いません。なお、1回の入院とみなした入院の退院日翌日以後180日以内に同一の原因により開始した入院も1回の入院とみなし、それ以降の入院も同様に取り扱います。</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>(災害長期入院共済金)</p> <p>第66条 この会は、災害入院特約において、被共済者が申込日の翌日以後に発生した不慮の事故等を直接の原因として、その事故日からその日を含めて180日以内かつ共済期間(共済契約を更新した場合は、更新後の共済期間を含みます。以下、この条において同じです。)中に病院または診療所へ入院を開始し、その入院が共済期間中に継続して270日以上となった場合には、災害長期入院共済金として、災害入院特約共済金額の60倍を支払います。</p> <p>2. この会は、被共済者が、第1項に定める入院(当該共済契約が更新契約の場合には、更新前契約における入院を含みます。)の退院日の翌日以後180日以内にその入院と同一の原因により入院を開始した場合には、それらの入院は1回の入院とみなし、1回の入院とみなした再入院について〔挿入〕災害長期入院共済金を〔挿入〕支払いません。なお、1回の入院とみなした入院の退院日翌日以後180日以内に同一の原因により開始した入院も1回の入院とみなし、それ以降の入院も同様に取り扱います。</p> <p>〔以下略〕</p>
<p>(災害入院特約の共済金を支払わない場合)</p> <p>第67条 前2条の規定にかかわらず、この会は、災害入院特約</p>	<p>(災害入院特約の共済金を支払わない場合)</p> <p>第67条 前2条の規定にかかわらず、この会は、災害入院特約</p>

新条文	旧条文
<p>において、次の各号のいずれかの原因によって共済事故が発生した場合には、当該<u>特約</u>の共済金を支払いません。</p> <p>(1) 共済契約者の故意または重大な過失によるとき (2) 被共済者の重大な過失によるとき (3) 被共済者の犯罪行為によるとき (4) 被共済者の薬物依存によるとき (5) 被共済者が、法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき (6) 被共済者が、法令に定める酒気帯び運転をしている間に生じた事故によるとき (7) 被共済者の疾病に起因して生じた事故によるとき (8) 指定職業の就業にともなう原因によるとき (9) 原因のいかんを問わず、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰・背痛で他覚症状のないものによるとき</p>	<p>において、次の各号のいずれかの原因によって共済事故が発生した場合には、当該【挿入】共済金を支払いません。</p> <p>(1) 共済契約者の故意または重大な過失によるとき (2) 被共済者の重大な過失によるとき (3) 被共済者の犯罪行為によるとき (4) 被共済者の薬物依存によるとき (5) 被共済者が、法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき (6) 被共済者が、法令に定める酒気帯び運転をしている間に生じた事故によるとき (7) 被共済者の疾病に起因して生じた事故によるとき (8) 指定職業の就業にともなう原因によるとき (9) 原因のいかんを問わず、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰・背痛で他覚症状のないものによるとき</p>
<p>(災害通院共済金) 第 70 条 この会は、災害通院特約において、被共済者が申込日の翌日以後に発生した不慮の事故等を直接の原因として傷害を被り、平常の生活または業務に支障が生じかつその事故日から 180 日以内かつ共済期間（共済契約を更新した場合は、更新後の共済期間を含みます。以下【削除】この条において同じです。）中に病院または診療所に通院を開始した場合には、その事故日から 180 日以内かつ共済期間中の通院について、災害通院共済金として、次の金額を支払います。</p> <p>災害通院特約共済金額 × 通院日数</p>	<p>(災害通院共済金) 第 70 条 この会は、災害通院特約において、被共済者が申込日の翌日以後に発生した不慮の事故等を直接の原因として傷害を被り、平常の生活または業務に支障が生じかつその事故日から 180 日以内かつ共済期間（共済契約を更新した場合は、更新後の共済期間を含みます。以下、この条において同じです。）中に病院または診療所に通院を開始した場合には、その事故日から 180 日以内かつ共済期間中の通院について、災害通院共済金として、次の金額を支払います。</p> <p>災害通院特約共済金額 × 通院日数</p>

新条文	旧条文
〔以下略〕	〔以下略〕
<p>(手術共済金(2022年9月1日以降に受けた手術))</p> <p>第75条 この会は、手術特約において、被共済者が〔削除〕共済期間中に、次の各号のいずれかに該当する手術を受けた場合には、手術共済金として手術特約共済金額に別表第5「手術支払倍率表」において定める倍率を乗じた金額を支払います。</p> <p>(1) 疾病の治療を直接の目的とする手術</p> <p>(2) 申込日の翌日以後に発生した不慮の事故等による傷害の治療を直接の目的とする、その事故の日からその日を含めて180日以内かつ共済期間(共済契約を更新した場合は、更新後の共済期間を含みます。)中に受けた手術</p> <p>2. 前項に定める手術とは、次の各号のいずれかの診療行為をいいます。</p> <p>(1) 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為(歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。)。ただし、手術を受けた時点において効力を有する医科(歯科)診療報酬点数表〔削除〕とし、次のア～コに該当するものを除きます。</p> <p>ア. 創傷処理</p> <p>イ. 皮膚切開術</p>	<p>(手術共済金(2022年9月1日以降に受けた手術))</p> <p>第75条 この会は、手術特約において、被共済者が、共済期間中に、次の各号のいずれかに該当する手術を受けた場合には、手術共済金として手術特約共済金額に別表第5「手術支払倍率表」において定める倍率を乗じた金額を支払います。</p> <p>(1) 疾病の治療を直接の目的とする手術</p> <p>(2) 申込日の翌日以後に発生した不慮の事故等による傷害の治療を直接の目的とする、その事故の日からその日を含めて180日以内かつ共済期間(共済契約を更新した場合は、更新後の共済期間を含みます。)中に受けた手術</p> <p>2. 前項に定める手術とは、次の各号のいずれかの診療行為をいいます。</p> <p>(1) 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為(歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。)。ただし、手術を受けた時点において効力を有する医科(歯科)診療報酬点数表<u>によるもの</u>とし、次のア～コに該当するものを除きます。</p> <p>ア. 創傷処理</p> <p>イ. 皮膚切開術</p>

新条文	旧条文
<p>ウ. デブリードマン</p> <p>エ. 骨、軟骨または関節の非観血的なまたは徒手的な整復術、固定術、および授動術</p> <p>オ. 下甲介または鼻腔の粘膜焼灼術および高周波電気凝固法による鼻甲介切除術</p> <p>カ. 涙嚢切開術および涙点プラグ挿入術・涙点閉鎖術</p> <p>キ. 抜歯</p> <p>ク. 鼻内異物摘出術</p> <p>ケ. 外耳道異物除去術</p> <p>コ. 鶏眼・胼胝切除術</p> <p>(2) 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為（歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。）。ただし、血液照射を除きます。</p> <p>(3) 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に輸血料の算定対象として列挙されている造血幹細胞の採取または移植</p> <p>(4) 性同一性障害の治療を直接の目的として受けた、または日本国外において受けた、前3号に類する診療行為</p> <p>〔中略〕</p>	<p>ウ. デブリードマン</p> <p>エ. 骨、軟骨または関節の非観血的なまたは徒手的な整復術、固定術、および授動術</p> <p>オ. 下甲介または鼻腔の粘膜焼灼術および高周波電気凝固法による鼻甲介切除術</p> <p>カ. 涙嚢切開術および涙点プラグ挿入術・涙点閉鎖術</p> <p>キ. 抜歯</p> <p>ク. 鼻内異物摘出術</p> <p>ケ. 外耳道異物除去術</p> <p>コ. 鶏眼・胼胝切除術</p> <p>(2) 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為（歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。）。ただし、血液照射を除きます。</p> <p>(3) 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に輸血料の算定対象として列挙されている造血幹細胞の採取または移植</p> <p>(4) 性同一性障害の治療を直接の目的として受けた、または日本国外において受けた、前3号に類する診療行為</p> <p>〔中略〕</p>

新条文	旧条文
<p>7. この会は、第5項に掲げるもの以外の手術を複数回受けた場合で、その手術が医科診療報酬点数表<u>または歯科診療報酬点数表</u>において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定される【削除】手術に該当するときは、1回の手術とみなして、第1項の規定を適用します。</p> <p>8. この会は、被共済者が医科診療報酬点数表<u>または歯科診療報酬点数表</u>において手術料が1日または1ヵ月につき算定される手術を受けた場合には、その手術を受けた1日目についてのみ第1項の規定を適用します。</p> <p>【以下略】</p>	<p>7. この会は、第5項に掲げるもの以外の手術を複数回受けた場合で、その手術が医科診療報酬点数表【挿入】において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定される<u>ものとして定められている</u>手術に該当するときは、1回の手術とみなして、第1項の規定を適用します。</p> <p>8. この会は、被共済者が医科診療報酬点数表【挿入】において手術料が1日または1ヵ月につき算定される手術を受けた場合には、その手術を受けた1日目についてのみ第1項の規定を適用します。</p> <p>【以下略】</p>
<p>(親扶養者死亡共済金および親扶養者重度障害共済金) 第79条 【中略】</p> <p>4. この会は、同一の親または扶養者について共済期間（共済契約を更新した場合は、更新後の共済期間を含みます。）中に親扶養者重度障害共済金と親扶養者死亡共済金の両方の支払いは<u>しません。なお、この会が親扶養者重度障害共済金を支払う前に親扶養者死亡共済金の支払い請求を受けた場合（当該親扶養者重度障害共済金の請求の原因となった傷病との因果関係は問いません。）は、親扶養者死亡共済金を支払います。</u></p> <p>5. この会は、親扶養者重度障害共済金の支払いの対象となった【削除】親または扶養者について、共済期間（共済契約を更新した場合は、更新後の共済期間を含みます。）中に親扶養者重度障害共済金を2回以上<u>支払いません。</u></p>	<p>(親扶養者死亡共済金および親扶養者重度障害共済金) 第79条 【中略】</p> <p>4. この会は、同一の親または扶養者について共済期間（共済契約を更新した場合は、更新後の共済期間を含みます。）中に親扶養者重度障害共済金と親扶養者死亡共済金の両方の支払いは<u>しないものとします。【挿入】</u></p> <p>5. この会は、親扶養者重度障害共済金の支払いの対象となった<u>当該</u>親または扶養者について、共済期間（共済契約を更新した場合は、更新後の共済期間を含みます。）中に親扶養者重度障害共済金を2回以上<u>支払わないものとしま</u></p>

新条文	旧条文
<p>(親扶養者死亡特約の共済金を支払わない場合)</p> <p>第 80 条 前条の規定にかかわらず、この会は、親扶養者死亡特約において、次の各号のいずれかの原因によって共済事故が発生した場合には、当該<u>特約</u>の共済金を支払いません。</p> <p>(1) 共済契約者の故意または重大な過失によるとき（ただし、<u>親扶養者死亡特約の対象となる</u>親または扶養者と同一人である場合を除きます。）</p> <p>(2) 被共済者の故意または重大な過失によるとき</p> <p>(3) 共済金受取人の故意または重大な過失によるとき（ただし、その者が共済金の一部の共済金受取人である場合には、その残額を他の共済金受取人に支払います。）</p> <p>(4) 直接であると間接であるとを問わず、<u>親扶養者死亡特約の対象となる</u>親または扶養者が、新規契約の申込日以前においてすでに罹患していた疾病または受傷していた傷害を原因として、新規契約の申込日から申込日を含んで1年以内に死亡または重度障害となったとき</p> <p>2. 前項の規定は、共済金額を増額して更新した場合に準用します。この場合において、前項第4号中「新規契約」とあるのは「更新契約」と読み替え、その場合においては「当該<u>特約</u>の共済金」を「増額分の共済金」と読み替えます。</p>	<p><u>す。</u></p> <p>(親扶養者死亡特約の共済金を支払わない場合)</p> <p>第 80 条 前条の規定にかかわらず、この会は、親扶養者死亡特約において、次の各号のいずれかの原因によって共済事故が発生した場合には、当該【挿入】共済金を支払いません。</p> <p>(1) 共済契約者の故意または重大な過失によるとき（ただし、<u>当該</u>親または扶養者と同一人である場合を除きます。）</p> <p>(2) 被共済者の故意または重大な過失によるとき</p> <p>(3) 共済金受取人の故意または重大な過失によるとき（ただし、その者が共済金の一部の共済金受取人である場合には、その残額を他の共済金受取人に支払います。）</p> <p>(4) 直接であると間接であるとを問わず、<u>当該</u>親または扶養者が、新規契約の申込日以前においてすでに罹患していた疾病または受傷していた傷害を原因として、新規契約の申込日から申込日を含んで1年以内に死亡または重度障害となったとき</p> <p>2. 前項の規定は、共済金額を増額して更新した場合に準用します。この場合において、前項第4号中「新規契約」とあるのは「更新契約」と読み替え、その場合においては「当該【挿入】共済金」を「増額分の共済金」と読み替えます。</p>
<p>(扶養者災害死亡共済金および扶養者災害重度障害共済金)</p> <p>第 83 条 この会は、扶養者災害死亡特約において、被共済者の扶養者が、申込日の翌日以後に発生した不慮の事故等を直接の原因として、その事故日から2年以内かつ共済期間</p>	<p>(扶養者災害死亡共済金および扶養者災害重度障害共済金)</p> <p>第 83 条 この会は、扶養者災害死亡特約において、被共済者の扶養者が、申込日の翌日以後に発生した不慮の事故等を直接の原因として、その事故日から2年以内かつ共済期</p>

新条文	旧条文
<p>(共済契約を更新した場合は、更新後の共済期間を含みます。以下【削除】この条において同じです。)中に死亡または重度障害となった場合には、扶養者災害死亡共済金または扶養者災害重度障害共済金として、扶養者災害死亡特約共済金額に相当する金額を支払います。</p> <p>2. この会は、同一の扶養者について共済期間中に扶養者災害重度障害共済金と扶養者災害死亡共済金の両方の支払いはしません。<u>なお、この会が扶養者災害重度障害共済金を支払う前に扶養者災害死亡共済金の支払い請求を受けた場合(当該扶養者災害重度障害共済金の請求の原因となった傷害との因果関係は問いません。)</u>は、<u>扶養者災害死亡共済金を支払います</u>。</p> <p>3. この会は、扶養者災害重度障害共済金の支払いの対象となった【削除】扶養者について、共済期間中に扶養者災害重度障害共済金を2回以上支払いません。</p>	<p>間(共済契約を更新した場合は、更新後の共済期間を含みます。以下、この条において同じです。)中に死亡または重度障害となった場合には、扶養者災害死亡共済金または扶養者災害重度障害共済金として、扶養者災害死亡特約共済金額に相当する金額を支払います。</p> <p>2. この会は、同一の扶養者について共済期間中に扶養者災害重度障害共済金と扶養者災害死亡共済金の両方の支払いはしないものとします。【挿入】</p> <p>3. この会は、扶養者災害重度障害共済金の支払いの対象となった当該扶養者について、共済期間中に扶養者災害重度障害共済金を2回以上支払わないものとします。</p>
<p>(扶養者災害死亡特約の共済金を支払わない場合)</p> <p>第84条 前条の規定にかかわらず、この会は、扶養者災害死亡特約において、次の各号のいずれかの原因によって共済事故が発生した場合には、当該特約の共済金を支払いません。</p> <p>(1) 共済契約者または被共済者の故意または重大な過失によるとき</p> <p>(2) <u>扶養者災害死亡特約の対象となる扶養者(以下「当該扶養者」といいます。)</u>の重大な過失によるとき</p> <p>(3) 共済金受取人の故意または重大な過失によるとき(ただし、その者が共済金の一部の共済金受取人である場合には、その残額を他の共済金受取人に支払います。)</p>	<p>(扶養者災害死亡特約の共済金を支払わない場合)</p> <p>第84条 前条の規定にかかわらず、この会は、扶養者災害死亡特約において、次の各号のいずれかの原因によって共済事故が発生した場合には、当該【挿入】共済金を支払いません。</p> <p>(1) 共済契約者または被共済者の故意または重大な過失によるとき</p> <p>(2) 当該扶養者【挿入】の重大な過失によるとき</p> <p>(3) 共済金受取人の故意または重大な過失によるとき(ただし、その者が共済金の一部の共済金受取人である場合には、その残額を他の共済金受取人に支払います。)</p>

新条文	旧条文
<p>(4) 共済契約者、被共済者、共済金受取人または当該扶養者の犯罪行為による時</p> <p>(5) 当該扶養者が、法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故による時</p> <p>(6) 当該扶養者が、法令に定める酒気帯び運転をしている間に生じた事故による時</p> <p>(7) 当該扶養者の精神障害による時</p> <p>(8) 当該扶養者の泥酔による時</p> <p>(9) 当該扶養者の疾病に起因して生じた事故による時</p> <p>(10) 当該扶養者の指定職業の就業にともなう原因による時</p>	<p>(4) 共済契約者、被共済者、共済金受取人または当該扶養者の犯罪行為による時</p> <p>(5) 当該扶養者が、法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故による時</p> <p>(6) 当該扶養者が、法令に定める酒気帯び運転をしている間に生じた事故による時</p> <p>(7) 当該扶養者の精神障害による時</p> <p>(8) 当該扶養者の泥酔による時</p> <p>(9) 当該扶養者の疾病に起因して生じた事故による時</p> <p>(10) 当該扶養者の指定職業の就業にともなう原因による時</p>
<p>(疾病先進医療共済金)</p> <p>第87条 〔中略〕</p> <p>2. この会は、前項の療養であっても、直接であると間接であるとを問わず、被共済者が申込日（この特約を付帯する申込日をいいます。以下〔削除〕この章において同じです。）以前にすでに罹患していた疾病を原因として療養を受けた場合、疾病先進医療共済金として次の各号に定める金額を支払います。</p> <p>(1) 申込日から申込日を含んで90日以内に受けた療養のときは前項の共済金額の30%</p> <p>(2) 申込日から申込日を含んで91日目以後180日以内に受けた療養のときは前項の共済金額の50%</p> <p>(3) 申込日から申込日を含んで181日目以後1年以内に受けた療養のときは前項の共済金額の70%</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>(疾病先進医療共済金)</p> <p>第87条 〔中略〕</p> <p>2. この会は、前項の療養であっても、直接であると間接であるとを問わず、被共済者が申込日（この特約を付帯する申込日をいいます。以下、この章において同じです。）以前にすでに罹患していた疾病を原因として療養を受けた場合、疾病先進医療共済金として次の各号に定める金額を支払います。</p> <p>(1) 申込日から申込日を含んで90日以内に受けた療養のときは前項の共済金額の30%</p> <p>(2) 申込日から申込日を含んで91日目以後180日以内に受けた療養のときは前項の共済金額の50%</p> <p>(3) 申込日から申込日を含んで181日目以後1年以内に受けた療養のときは前項の共済金額の70%</p> <p>〔以下略〕</p>

新条文	旧条文
<p>(先進医療特約の共済金を支払わない場合)</p> <p>第90条 前3条の規定にかかわらず、この会は、先進医療特約において、次の各号のいずれかの原因によって共済事故が発生した場合には、当該<u>特約</u>の共済金を支払いません。</p> <p>(1) 被共済者の精神障害によるとき(ただし、第87条(疾病先進医療共済金)第1項に該当する場合を除きます。)</p> <p>(2) 被共済者の泥酔によるとき</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>(先進医療特約の共済金を支払わない場合)</p> <p>第90条 前3条の規定にかかわらず、この会は、先進医療特約において、次の各号のいずれかの原因によって共済事故が発生した場合には、当該〔挿入〕共済金を支払いません。</p> <p>(1) 被共済者の精神障害によるとき(ただし、第87条(疾病先進医療共済金)第1項に該当する場合を除きます。)</p> <p>(2) 被共済者の泥酔によるとき</p> <p>〔以下略〕</p>
<p>(会員生協との共同引受による場合)</p> <p>第91条 共同引受制度の場合、各々の共済制度の整合性を図ることを目的として、第87条(疾病先進医療共済金)、第88条(災害先進医療共済金)および第89条(先進医療一時金)については、それぞれ次の各号の取扱いを<u>おこないます</u>。</p> <p>(1) この会は、被共済者が共済期間中に疾病を直接の原因として先進医療による療養を受けた場合には、次のいずれかを第87条(疾病先進医療共済金)第1項の共済金額とします。</p> <p>ア. 先進医療にかかる技術料のうち被共済者が負担した費用が1,000万円以下の場合 この会の第87条(疾病先進医療共済金)第1項の共済金額＝先進医療にかかる技術料のうち被共済者が負担</p>	<p>(会員生協との共同引受による場合)</p> <p>第91条 共同引受制度の場合、各々の共済制度の整合性を図ることを目的として、第87条(疾病先進医療共済金)、第88条(災害先進医療共済金)および第89条(先進医療一時金)については、それぞれ次の各号の取扱いを<u>おこなうものとします</u>。</p> <p>(1) この会は、被共済者が共済期間中に疾病を直接の原因として先進医療による療養を受けた場合には、次のいずれかを第87条(疾病先進医療共済金)第1項の共済金額とします。</p> <p>ア. 先進医療にかかる技術料のうち被共済者が負担した費用が1,000万円以下の場合 この会の第87条(疾病先進医療共済金)第1項の共済金額＝先進医療にかかる技術料のうち被共済者が負</p>

新条文	旧条文
<p>した費用×（この会の先進医療特約共済金額÷先進医療特約のこの会の引受共済金額と共同引受制度を実施するこの会の会員の引受共済金額の合計（以下「削除」引受合計共済金額」といいます））</p> <p>イ．先進医療にかかる技術料のうち被共済者が負担した費用が1,000万円を超える場合 この会の第87条（疾病先進医療共済金）第1項の共済金額＝1,000万円×（この会の先進医療特約共済金額÷先進医療特約の引受合計共済金額）</p> <p>（2）この会は、被共済者が申込日の翌日以後に発生した不慮の事故等を直接の原因としてその事故の日から180日以内かつ共済期間（共済契約を更新した場合は、更新後の共済期間を含みます。）中に先進医療による療養を受けた場合には、次のいずれかを第88条（災害先進医療共済金）第1項の共済金額とします。</p> <p>ア．先進医療にかかる技術料のうち被共済者が負担した費用が1,000万円以下の場合 この会の第88条（災害先進医療共済金）第1項の共済金額＝先進医療にかかる技術料のうち被共済者が負担した費用×（この会の先進医療特約共済金額÷先進医療特約の引受合計共済金額）</p> <p>イ．先進医療にかかる技術料のうち被共済者が負担した費用が1,000万円を超える場合 この会の第88条（災害先進医療共済金）第1項の共済</p>	<p>担した費用×（この会の先進医療特約共済金額÷先進医療特約のこの会の引受共済金額と共同引受制度を実施するこの会の会員の引受共済金額の合計（以下「引受合計共済金額」といいます））</p> <p>イ．先進医療にかかる技術料のうち被共済者が負担した費用が1,000万円を超える場合 この会の第87条（疾病先進医療共済金）第1項の共済金額＝1,000万円×（この会の先進医療特約共済金額÷先進医療特約の引受合計共済金額）</p> <p>（2）この会は、被共済者が申込日の翌日以後に発生した不慮の事故等を直接の原因としてその事故の日から180日以内かつ共済期間（共済契約を更新した場合は、更新後の共済期間を含みます。）中に先進医療による療養を受けた場合には、次のいずれかを第88条（災害先進医療共済金）第1項の共済金額とします。</p> <p>ア．先進医療にかかる技術料のうち被共済者が負担した費用が1,000万円以下の場合 この会の第88条（災害先進医療共済金）第1項の共済金額＝先進医療にかかる技術料のうち被共済者が負担した費用×（この会の先進医療特約共済金額÷先進医療特約の引受合計共済金額）</p> <p>イ．先進医療にかかる技術料のうち被共済者が負担した費用が1,000万円を超える場合 この会の第88条（災害先進医療共済金）第1項の共済</p>

新条文	旧条文
<p>金額＝1,000万円×（この会の先進医療特約共済金額÷先進医療特約の引受合計共済金額）</p> <p>(3) この会は、被共済者が共済期間中に疾病先進医療共済金または災害先進医療共済金の支払事由に該当する療養を受けた場合には、次のいずれかを第89条（先進医療一時金）第1項または第2項の一時金額とします。ただし、先進医療にかかる技術料について被共済者が費用を一切負担していない場合は支払いません。</p> <p>ア. 先進医療にかかる技術料のうち被共済者が負担した費用が50万円未満の場合 この会の第89条（先進医療一時金）第1項の一時金額＝5万円×（この会の先進医療特約共済金額÷先進医療特約の引受合計共済金額）</p> <p>イ. 先進医療にかかる技術料のうち被共済者が負担した費用が50万円以上1,000万円以下、かつ先進医療一時金の額と合算して1,000万円を超えない場合 この会の第89条（先進医療一時金）第1項の一時金額＝先進医療にかかる技術料のうち被共済者が負担した費用の10%×（この会の先進医療特約共済金額÷先進医療特約の引受合計共済金額）</p> <p>ウ. 先進医療にかかる技術料のうち被共済者が負担した費用が50万円以上1,000万円以下、かつ先進医療一時金の額と合算して1,000万円を超える場合 この会の第89条（先進医療一時金）第2項の一時金額</p>	<p>金額＝1,000万円×（この会の先進医療特約共済金額÷先進医療特約の引受合計共済金額）</p> <p>(3) この会は、被共済者が共済期間中に疾病先進医療共済金または災害先進医療共済金の支払事由に該当する療養を受けた場合には、次のいずれかを第89条（先進医療一時金）第1項または第2項の一時金額とします。ただし、先進医療にかかる技術料について被共済者が費用を一切負担していない場合は支払いません。</p> <p>ア. 先進医療にかかる技術料のうち被共済者が負担した費用が50万円未満の場合 この会の第89条（先進医療一時金）第1項の一時金額＝5万円×（この会の先進医療特約共済金額÷先進医療特約の引受合計共済金額）</p> <p>イ. 先進医療にかかる技術料のうち被共済者が負担した費用が50万円以上1,000万円以下、かつ先進医療一時金の額と合算して1,000万円を超えない場合 この会の第89条（先進医療一時金）第1項の一時金額＝先進医療にかかる技術料のうち被共済者が負担した費用の10%×（この会の先進医療特約共済金額÷先進医療特約の引受合計共済金額）</p> <p>ウ. 先進医療にかかる技術料のうち被共済者が負担した費用が50万円以上1,000万円以下、かつ先進医療一時金の額と合算して1,000万円を超える場合 この会の第89条（先進医療一時金）第2項の一時金額</p>

新条文	旧条文
<p>＝先進医療にかかる技術料のうち被共済者が負担した費用と1,000万円との差額×(この会の先進医療特約共済金額÷先進医療特約の引受合計共済金額)</p> <p>エ. 先進医療にかかる技術料のうち被共済者が負担した費用が1,000万円を超える場合 先進医療一時金は支払いません。</p>	<p>＝先進医療にかかる技術料のうち被共済者が負担した費用と1,000万円との差額×(この会の先進医療特約共済金額÷先進医療特約の引受合計共済金額)</p> <p>エ. 先進医療にかかる技術料のうち被共済者が負担した費用が1,000万円を超える場合 先進医療一時金は支払いません。</p>
<p>(契約者割戻金)</p> <p>第92条 この会は、次条の規定により<u>事業年度末において</u>積み立てた契約者割戻準備金の中から、当該事業年度の決算日が属する月の末日において有効であった共済契約に対し、当該事業年度の剰余に応じて契約者割戻金の<u>割当て</u>をおこないます。</p> <p>2. 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する共済契約は<u>割当て</u>の対象とします。</p> <p>(1) 当該事業年度の4月1日から当該事業年度の決算日が属する月の末日まで(以下「割戻期間」といいます。)に30歳の満期終了となった共済契約</p> <p>(2) 割戻期間中に30歳の満期月に移行した共済契約</p> <p>(3) 割戻期間中にこの会が実施する学生総合共済事業にかかる共済契約を締結し移行した共済契約</p> <p>(4) 割戻期間中に<u>【削除】</u>生命共済の契約を締結し移行した共済契約で、移行後の共済契約が生命共済事業規約第139条(契約者割戻金)第1項および第2項第1号から第4号のいずれかに該当するもの</p>	<p>(契約者割戻金)</p> <p>第92条 この会は、次条の規定により<u>【挿入】</u>積み立てた契約者割戻準備金の中から、当該事業年度の決算日が属する月の末日において有効であった共済契約に対し、当該事業年度の剰余に応じて契約者割戻金の<u>割り当て</u>をおこないます。</p> <p>2. 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する共済契約は<u>割り当て</u>の対象とします。</p> <p>(1) 当該事業年度の4月1日から当該事業年度の決算日が属する月の末日まで(以下「割戻期間」といいます。)に30歳の満期終了となった共済契約</p> <p>(2) 割戻期間中に30歳の満期月に移行した共済契約</p> <p>(3) 割戻期間中にこの会が実施する学生総合共済事業にかかる共済契約を締結し移行した共済契約</p> <p>(4) 割戻期間中に<u>この会が実施する</u>生命共済<u>事業にか</u>る共済契約を締結し移行した共済契約で、移行後の共済契約が生命共済事業規約第139条(契約者割戻金)第1項および第2項第1号から第4号のい</p>

新条文	旧条文
<p>(5) 割戻期間中に更改した共済契約で、更改後の共済契約（割戻期間中に2回以上更改した場合は、割戻期間中の最後の更改後の共済契約）が前項および前4号のいずれかに該当するもの</p> <p>〔中略〕</p> <p>5. この会は、共済契約の締結にあたり、確定金額の割戻しを<u>約しません</u>。</p>	<p>れかに該当するもの</p> <p>(5) 割戻期間中に更改した共済契約で、更改後の共済契約（割戻期間中に2回以上更改した場合は、割戻期間中の最後の更改後の共済契約）が前項および前4号のいずれかに該当するもの</p> <p>〔中略〕</p> <p>5. この会は、共済契約の締結にあたり、確定金額の割戻しを<u>約さないものとします</u>。</p>
<p>(支払備金、責任準備金および契約者割戻準備金)</p> <p>第93条 この会は、消費生活協同組合法施行規則（昭和23年9月30日大蔵省・法務庁・厚生省・農林省令第1号）の規定により、毎事業年度末において支払備金、責任準備金および契約者割戻準備金を<u>積み立て</u>ます。</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>(支払備金、責任準備金および契約者割戻準備金)</p> <p>第93条 この会は、消費生活協同組合法施行規則（昭和23年9月30日大蔵省・法務庁・厚生省・農林省令第1号）の規定により、毎事業年度末において支払備金、責任準備金および契約者割戻準備金を<u>積立</u>てます。</p> <p>〔以下略〕</p>
<p>(クレジットカード払特則の適用)</p> <p>第100条 この特則は、共済契約を締結する際または共済期間の中途において、共済契約者が、クレジットカードの名義人の同意を得て、当該クレジットカードにより共済掛金を払い込む旨を<u>申し込み</u>、かつ、この会がこれを承諾した場合に適用します。</p> <p>〔中略〕</p> <p>3. この会は、この特則の適用に際して、カード会社にクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認（以下「有効性等の確認」といいます。）を<u>おこない</u></p>	<p>(クレジットカード払特則の適用)</p> <p>第100条 この特則は、共済契約を締結する際または共済期間の中途において、共済契約者が、クレジットカードの名義人の同意を得て、当該クレジットカードにより共済掛金を払い込む旨を<u>申込み</u>、かつ、この会がこれを承諾した場合に適用します。</p> <p>〔中略〕</p> <p>3. この会は、この特則の適用に際して、カード会社にクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認（以下「有効性等の確認」といいます。）を<u>おこな</u></p>

新条文	旧条文
<p><u>ます。</u></p> <p>(共済掛金の払込み)</p> <p>第101条 〔中略〕</p> <p>3. この会がクレジットカードの有効性等の確認をおこなった後でも、次の各号のいずれにも該当する場合には、第1項に定める共済掛金の払込みはなかったものとして<u>取り扱</u>います。</p> <p>(1) この会がカード会社から共済掛金相当額を領収できないとき</p> <p>(2) 当該クレジットカードの名義人が、カード会社に対して、共済掛金相当額を支払っていないとき</p> <p>〔以下略〕</p>	<p><u>うものとし</u>ます。</p> <p>(共済掛金の払込み)</p> <p>第101条 〔中略〕</p> <p>3. この会がクレジットカードの有効性等の確認をおこなった後でも、次の各号のいずれにも該当する場合には、第1項に定める共済掛金の払込みはなかったものとして<u>取扱</u>います。</p> <p>(1) この会がカード会社から共済掛金相当額を領収できないとき</p> <p>(2) 当該クレジットカードの名義人が、カード会社に対して、共済掛金相当額を支払っていないとき</p> <p>〔以下略〕</p>
<u>第2章 出生前申込特則</u>	〔新設〕
<p><u>(出生前申込特則の適用)</u></p> <p><u>第104条 この特則は、共済契約申込者が細則に定める共済契約の型について共済契約を申し込む場合において、共済契約申込者が妊娠中の子(以下「胎児」といいます。)を被共済者とするときに限り当該共済契約へ適用します。</u></p>	〔新設〕
<p><u>(共済契約者の範囲)</u></p> <p><u>第105条 共済契約者は、この特則を適用する共済契約の申込日において次の各号すべてに該当する者です。</u></p> <p><u>(1) 当該者を被共済者として締結した、もしくは申し込んだ生命共済またはこども共済の契約(細則に定める共済契約の型に限ります。)がある</u></p>	〔新設〕

新条文	旧条文
<p><u>(2) 年齢が満 18 歳以上満 44 歳未満であり、妊娠 22 週未満、かつ単胎または双胎妊娠である</u></p>	
<p><u>(被共済者の範囲および共済契約の効力の発生)</u> 第 106 条 <u>第 104 条の胎児は、出生時に被共済者となり、共済契約の効力が発生します。</u></p>	<p>〔新設〕</p>
<p><u>(出生前における共済契約の申込み)</u> 第 107 条 <u>この特則を適用して共済契約を申し込む場合、共済契約申込者は、本則第 13 条 (共済契約の申込み) 第 1 項に定める事項に加え、医師から告げられている胎児の出生予定日、および胎児数を共済契約申込書に記入し、この会に提出しなければなりません。</u></p> <p><u>2. この会は、母子手帳の写しの提出を求めることができます。また、前項に定める事項を一部省略することができます。</u></p> <p><u>3. 第 1 項の共済契約の申込みにあたっては、共済契約申込者は、初回掛金を被共済者の出生した日から 3 ヶ月以内に、本則第 21 条 (共済掛金の払込経路) に定める払込経路により払い込まなければなりません。被共済者の出生した日から 3 ヶ月以内に初回掛金の払込みがなされない場合、当該共済契約の申込みはなかったものとして取り扱います。</u></p> <p><u>4. 第 1 項の申込みにおいて、双胎妊娠の場合、共済契約申込者は胎児 2 名についてそれぞれ共済契約を申し込むものとし、当該共済契約には前 3 項の規定を適用します。</u></p>	<p>〔新設〕</p>

新条文	旧条文
<p><u>(出生の通知)</u> <u>第108条 共済契約者は、被共済者が出生したことを知ったときは、この会の定める所定の書面に被共済者の氏名、生年月日および性別を記入し、すみやかにこの会に提出しなければなりません。</u></p>	<p>〔新設〕</p>
<p><u>(出生前申込特則の加入条件を満たさなくなった場合)</u> <u>第109条 次の各号のいずれかに該当する場合には、共済契約は無効、または申込みがなかったものとして取り扱います。</u> <u>(1) 第105条(共済契約者の範囲)第1項第1号に定める生命共済もしくは子ども共済の契約が発効しなかったとき</u> <u>(2) 同時に3名以上の胎児を妊娠していたとき</u> <u>(3) 胎児が流産または死産等により出生しなかったとき</u></p>	<p>〔新設〕</p>
<p><u>(同時に2名出生した場合)</u> <u>第110条 胎児1名(単胎)としてこの特則を適用した申込みがある場合で、時期を同じくして胎児2名(双胎)が出生したときは、それぞれを被共済者とし、細則に定める共済契約の型について、共済契約を被共済者ごとに申し込んだものとみなします。なお、被共済者にかかる事項以外の申込事項については、先に申し込んだ共済契約と同一の内容とします。</u></p>	<p>〔新設〕</p>
<p><u>(本則の準用)</u> <u>第111条 この特則に別段の定めがない場合には、本則の規定を準用します。</u></p>	<p>〔新設〕</p>
<p>付 則 <u>(2023年(令和5年)6月16日規約一部改正)</u></p>	<p>〔新設〕</p>

新条文	旧条文
<p><u>(施行期日)</u> <u>1. この規約は厚生労働大臣の認可を受けた日（2023年（令和5年）8月24日）より施行し、2024年（令和6年）9月1日から適用します。</u></p>	